

私たちこんな活動しています!

司法修習委員会

司法修習委員会委員 小栗 翼 (70期) ●Tsubasa Oguri

1 はじめに

司法修習委員会は、当会に配属された司法修習生に有意義な弁護修習を提供できるように、修習カリキュラムの検討、研修旅行や模擬裁判の実施等、活発に活動をしています。

今年度の委員長は上村哲史委員(55期)であり、委員及び幹事数は204名、そのうち129名は62期から72期のいわゆる若手弁護士となっています。

2 司法修習委員会の活動

司法修習委員会は1部会から6部会までの6つの部会で構成されており、1部会から3部会までが第1クールと第3クールの弁護修習を、4部会から6部会までが第2クールと第4クールの弁護修習をそれぞれ担当しています。そして、月1回開催される司法修習委員会の全体会にお

いて、各クールの司法修習の実施状況や問題点の報告・確認、カリキュラムの見直し・検討等を行っています。

60期以降に導入された現行の司法修習期間は1年であり、そのうち弁護修習期間は2か月です。このような短期間の中でも、司法修習生が実務修習で身に付けるべき内容を習得できるように、司法修習委員会では綿密なカリキュラムを組んでいます。以下でその内の主なものを紹介します。

(1) 民事弁護演習(民事模擬裁判)

司法修習生は、原告チームと被告チームの2組に分けられ、司法修習委員会が作成したオリジナルの事案について訴状又は答弁書の起案等を行います。その後、証人役の司法修習委員への事情聴取、準備書面や陳述書の起案、証人テスト等を2か月の弁護修習期間の随所で行います。そして、その集大成として弁護修習期間の最終日に証人尋問を行うのが通例で

す。証人役の司法修習委員は、司法修習生からの質問がない限りあえてシナリオの細部まで回答をしない等、各自の実務経験に照らし合わせて実際のシチュエーションに近づけるよう工夫しています。なお、2020年については新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、Zoomで開催することもありましたが、例年は東京地裁の法廷を借りた上で証人尋問を行う等して、司法修習生が実際の裁判さながらの緊迫感をもって模擬裁判に臨めるようにしています。



冒頭修習での講義

(2) 刑事弁護演習

刑事弁護に造詣が深い講師（近年は神山啓史会員）を招き、捜査段階から公判段階にかけての刑事弁護の実習をロールプレイング方式で行っています。捜査段階では、接見における事情聴取や接見後の弁護活動等を、公判段階では、証拠調べ請求、証人尋問、被告人質問等を行い、弁護人の立場から一連の刑事手続きを体得することを目指しています。

(3) 研修旅行

2020年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、第2クール以降の研修旅行は中止となってしま

ましたが、例年、司法修習生と20名前後の司法修習委員で研修旅行に行っています。研修旅行では、先に述べた民事弁護演習の一環として、証人役の司法修習委員からの事情聴取や、事情聴取を踏まえた準備書面の起案を行っています。また、研修旅行中の懇親会（任意参加）では、司法修習委員が司法修習生からの実務に関する質問に答えたり、進路や二回試験への不安や悩みを聞いたりする等、和やかにコミュニケーションを図っています。

司法修習生は、司法修習委員会が提供する主なカリキュラムの他、指導担当弁護士の下で、依頼者からの相談の場に立ち会ったり、実際の事件の記録を基に起案を行ったりします。もっとも、指導担当弁護士の業務分野は均一でなく、また、弁護修習期間に司法修習に適した事件があるとも限りません。そこで、司法修習委員会では、上記の懇親会以外にも、司法修習生から弁護修習の状況報告を受ける中間報告会等を設け、司法修習生が不足している経験を把握するようにしています。その上で、指導担当弁護士に対し、当委員会の委員の関わる案件（民事保全事件や民事執行事件、刑事事件の初回接見等）を可能な限り案内する等、司法修習生が幅広い業務を経験できるように工夫しています。



研修旅行での講義

3 おわりに

私は、司法修習委員になって3年目になりますが、司法修習生との交流を通じて学ぶことも多く、また、自分が司法修習生だった頃を思い出し、仕事へのエネルギーをもらうこともあります。

私は、司法修習委員として模擬裁判に参加することが多い（今年度と一昨年度は証人役、昨年度は裁判官役）のですが、昨年度は中間報告会でひとりの司法修習生から刑事事件の接見に立ち会ったことがないとの報告を受け、私が担当していた国選弁護の接見に一緒に行き、実際の接見を経験してもらいました。私も司法修習生だった際に、同じように個別指導担当の先生に実際の接見に同行させてもらい、刑事弁護の楽しさや難しさを感じることができたからこそ、今も国選弁護を続けています。司法修習生の頃の経験が弁護士になった後の業務分野や業務の仕方に影響するところは少なくないと思うので、これからも司法修習生に良い影響を与えられるように頑張りたいと思います。

司法修習委員会の活動に興味がある方はぜひご参加ください！

当委員会の活動に興味のある方は、
司法調査課(03-3581-2259)までご連絡ください。